

行政学第7回

城山英明

siroyama@j.u-tokyo.ac.jp

2-1 政府内制度設計

2-1-2 内閣制度と内閣機能の強化

2-1-2-1 内閣制度の文脈

(1) 中核的執政 (Core Executive)

- 定義：「何よりも中央政府の政策をまとめあげ統合することに貢献する、あるいは政府機構の様々な構成要素の対立のエクゼカティブ内の最終的な調整者として活動する全ての組織や制度」(伊藤)
- 首相、内閣、内閣委員会およびそれに対応する公務員、内閣府、財務省、外務省、法務長官、治安・長官部門が含まれ、これらの間の複雑なネットワーク、慣行によって構成される (川入)
- 背景：グローバリゼーション、国家の役割の削減、ガバナンス化 (相互依存関係を前提とした交渉と連携)
- 集権化の逆説：「中核的執政は、政府の分化と多元化に直面するにつれて」「操縦しようとする制度構造が断片化するに応じて、集権化する。政策の重複、非効率、効果のなさが明らかになるほど、調整が絶えず関心の的になるからである」(Peters)

(2) 行政中枢の規模と機能

- 国際比較 図4-3 (曾我2016、87) - 日本：職員数も機能も少ない

(3) 内閣制度運用～政官関係のあり方～政党組織のあり方 cf. 待鳥

2-1-2-2 戦前における内閣制度と内閣機能強化

(1) 戦前期の内閣制度

- 1885年：最初の内閣制－内閣総理大臣に強い権能を与える大宰相制
- 1889年：大日本帝国憲法－国务大臣单独輔弼制のみを規定－「割拠制強化」
内閣官制－大宰相制を放棄し「同輩者中の首席」
- 明治憲法の統治構造
宮中と府中が区別され、宮中内大臣、宮内大臣は内閣の外へ
枢密院：教育制度、各省官制、官吏制度等に関する勅令諮問
統帥権を内閣から独立＋1898-第2次山県内閣：軍部大臣現役武官制
- 内閣部局の変遷
内閣法制局：1885年設置－戦後にない機能として内容に対し法制的見地から調整（清水）
内閣書記官長－伝統的な自由任用職
- 1924年：内閣の庶務を担当する官房設置

(2) 戦前期の内閣機能強化

- 加藤高明内閣から田中義一内閣にかけての行革－省間調整手続きの埋め込み cf. 牧原2009
- 1925年：政党内閣にふさわしい行政の在り方を検討するための行政調査会設置－委員会は次官、幹事会は局長級－各省代表者による審議という伝統継承
- 1927年：田中内閣行政制度審議会設置－委員会は大臣と有識者、幹事会は内閣官房・法制局官僚と内務・大蔵の局長という少数者
- 1927年：資源局設置
- 1935年：内閣審議会とその機関として内閣調査局設置 cf. 松井春生『経済参謀本部論』
- 1937年：企画院設置

2-1-2-3 戦後における内閣機能強化

(1) 制度改革の試み cf. 牧原2009

- 1955年：鳩山内閣第3次行政審議会
- 1956年：「行政制度の改革に関する答申」－トップマネジメントの機構改善－1957年実施
内容：内閣官房に「閣議に係わる重要事項に関する総合調整」事務を規定し、それまで「総合調整」機能を有してきた総理大臣官房の事務が「連絡調整」に変更され、総理大臣官房に属していた参事官・審議官の多くを内閣官房に移した
－内閣官房を中心に「総合調整」実施へ
- 1962年：超党派的「臨時診断機関」としての第1次臨時行政審議会設置
内閣府の設置、内閣補佐官の設置等を提言したが実現しなかった
cf. 内閣と与党の調整に官僚が深く関与を問題視→主計局を大蔵省に残すことを前提として予算編成を党と連絡を取って補佐官が行う構想（出雲）
cf. 実効性の比較（真淵）
第1次臨調：省内部部局24項目再編提言－1年以内実現2項目、2年以内実現6項目
1965年には課の変化41件（内答申実現は3件）、2年間で91件（内答申実現は24件）
第2次臨調：1983年最終答申機構改革に関する項目26件、完全実施13件
1984年の課レベルの改革：75%は答申に書かれていること

(2) 戦後における内閣制度の運用

- 総理府外局の設置による新規需要への対応：1948年：行政管理庁；1952年：経済安定本部を経済審議庁に；1954年：防衛庁、警察庁；1955年：経済審議庁を経済企画庁へ；1956年：科学技術庁；1971年：環境庁；1974年：国土庁；1984年：行政管理庁と総理府内局を統合して総務庁
- 第2次臨調後：内閣審議室は内閣外政審議室と内閣内政審議室に分割cf.経済摩擦＝国際化
- 内閣官房長官による閣議議事進行
1966年から国務大臣を充てることに
- 事務担当官房副長官
旧内務省系の事務次官経験者から任命される慣行（第1次安倍政権で変更）
- 事務次官会議：法令上の根拠を持たず長年の慣行
閣議の前日に閣議案件を全員一致で承認＝各省庁による事実上の拒否権の発動を保障
cf.真淵：閣議が形骸化しているなら事務次官会議も？
- プレーン政治：池田、佐藤、大平：牛場大臣補佐官室－各省兼務の内閣審議官として、中曽根：公的私的諮問機関の活用（出雲）

2-1-2-4 橋本行革

2-1-2-4-1 背景

- 1990年代政治改革の時代 – 対案としての側面と補完的側面
- 政官関係の緊張 – 連立政権初期の細川、村山内閣時代
- 不祥事 – 国家公務員倫理法
- 1993年第3次行革審 – 規制緩和推進 – 「護送船団方式」の解体
- 行政手続法、情報公開法、環境影響評価法、パブリックコメント

2-1-2-4-2 プロセス

(1) 経緯 – 急速な展開

- 1996年秋：総選挙：自民党、新進党等主要政党が省庁再編を公約
- 1996年11月：行政改革会議発足
- 1997年9月：同中間報告；12月同最終報告
- 1998年2月中央改革等基本法閣議決定・国会提出（同年6月成立）
- 1998年6月中央省庁等改革推進本部発足、1998年9月立案方針策定
- 1999年1月中央省庁等改革に係わる大綱決定
- 1999年4月中央省庁等改革関連法案（設置法に関して；独法通則法含む）及び中央省庁等改革の推進に関する方針決定（閣議決定及び法案国会提出）
- 1999年7月中央省庁等改革関連法成立・公布、
- 1999年11月中央省庁改革施行法（作用法）・独法個別法閣議決定（12月成立・公布）
- 2000年6月省庁改革政令公布（組織令、作用法政令）
- 2001年1月中央省庁等改革実施

（２）首相主導の迅速な企画 cf.第２次臨時行政調査会

①首相自らが会長に就任

②法律に基づく審議会を設置ではなく政令レベルでの対応

迅速な対応が可能になるとともに、総理自身のイニシアティブが必要とされる構造＝実質的な首相立法、内閣立法

③国会との関係で若干正当性の問題

（３）事務局体制

- ・首相補佐官事務局長、総務庁出身事務局次長、３人参事官（総務庁、総理府、大蔵省）

- ・２８人の若手の調査官：中央省庁出身者１４人・民間人１４人ペア

（４）法律制定による正当性の確保とロック・イン

- ・行政改革会議最終報告－それに基づいて中央省庁等改革基本法が迅速に制定

- ・「何も足さない、何も引かない」－内閣法制局事実上バイパス

- ・行政改革会議最終報告は国会のオーソライズを受け、基本法内容の大幅修正困難に

（５）中央省庁等改革推進本部－各省からの参事官の有効利用

- ・中央省庁等改革基本法：中央省庁等改革推進本部、事務局長以下事務局

- ・推進本部が総理直属に設置されたことは実施過程において各省庁の抵抗を封じる上で重要

- ・参事官の用い方：６人「方面軍」、８人「参謀」cf.参事官会議、「方面軍」６参事官会議

１１人の中央省庁出身者は各省庁から幅広く選ばれた

「方面軍」については出身省庁とは異なる省庁を担当した

その下に担当省庁出身者が企画官＝参事官の交渉相手、その下に参事官補佐等

2-1-2-4-3 内容

（１）大括り再編成－閣僚数削減、調整の内部化 cf.何と何を統合させるのか様々な考え

（２）内閣機能の強化

①内閣法改正

- ・内閣が「国民主権の理念にのっとり」職権を行うことが明示された（第１条）

- ・「内閣総理大臣は内閣の重要政策に関する基本的方針その他の案件を発議することができる」（第４条）＝総理の発議権明確化

- ・内閣の事務（第１２条）：「閣議に係る重要事項に関する総合調整」となっていたのが「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」、「閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」とされた

②内閣府の２つの性格

- ・他の省庁と同じく分担管理を担うという性格＝内閣府設置法第４条第３項

- ・内閣官房を支援して内閣機能強化に寄与するという性格＝同法第４条第１項＋第２項

- ・組織：通常の局、政策統括官・特命担当大臣

- ・内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図る会議：経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議

（３）その他：減量、独立行政法人、内部再編成、統合省、格上げ

2-1-2-5 橋本行革後の内閣レベル調整システムの制度と運用

2-1-2-5-1 制度と運用－経済財政諮問会議

(1) 規定：内閣府設置法

①経済財政諮問会議

- ・第19条(所掌事務等)：内閣総理大臣の諮問に応じて経済政策全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他経済財政政策に関する重要事項について調査審議する

②内閣府

- ・第3条(任務)：内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

(2) 議員

- ・閣僚：総理大臣、官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
- ・日本銀行総裁＝関係閣僚会議＋日銀総裁
- ・有識者議員(民間議員)：4人－非常勤、実質的には週の半分程度経済財政諮問会議の仕事をする
- ・民間議員の役割

①民間議員ペーパーの作成

②民間議員の位置づけ＝「国民の視線」＋「科学的検証」という2重機能(本間)

(3) 会合

- ・会議は月1回を定例として開催するほか、議長が必要と認める場合には随時開催する
- ・実際には、2001年度35回開催(うち森内閣時約月2回、小泉内閣時約月4回近く；2002年約月3回)－小泉内閣下で頻度上がる
- ・本会議中心 cf.総合科学技術会議

(4) 事務局体制(2001年秋時点)

- ・内閣府審議官、3人政策統括官(運営担当、経済社会システム担当、景気判断政策分析担当)
- ・旧経済企画庁中心であるが、各省からも含む－比較的少数の事務局

(5) 関連機関－基本的には下部機関はなるべく設けない方式

(6) 性格 cf. 城山

- ①いまだ議論のなかった閣議を事実上の議論の場にした意味
- ②性格規定：専門家というよりは体制内アドボカシー、「国民の視線」的政策
- ③予算編成過程の変容？
「骨太」の制度化
概算要求基準への関与
個別査定に先立つ8月末の大臣レベルヒアリング
- ④対象のスピルオーバー－税制、地方分権へ
- ⑤運用上の課題－トップダウンの対象とボトムアップとのバランス＝党との関係

(7) 具体的効果

- 制度改革の効果 – 政治改革（選挙制度、政治資金）、行政改革 cf. 待鳥
- 制度改革以外の要因も重要 cf. 上川
世論の支持 – 2002年法人税減税の困難
党内掌握 – 2005年選挙後は諮問会議の役割変質・党主導の改革
需要面への配慮 – 2001～2002年補正予算、「金融生再生プログラム」冒頭における「中小企業貸出に対する十分な配慮」
- マクロ構造改革の進展とミクロ構造改革の停滞
○公共事業費大幅削減、社会保障費抑制、不良債権処理、郵政民営化、三位一体改革
？道路公団民営化、道路特定財源の一般財源化、財政改革、年金制度改革
例：診療報酬は引き下げられたが開業医、病院勤務医配分は不変

(8) 第2次安倍政権への遺産

- 2013～2016年産業競争力会議 – 主要閣僚＋民間議員
- 2016年～未来投資会議 – 主要閣僚＋民間議員 cf. 文科大臣も入る

2-1-2-5-2 他分野における内閣レベルの調整メカニズム

(1) 総合科学技術会議

<体制>

①議員：4人（当初）の民間常勤議員cf.経済財政諮問会議は非常勤

②会合

- 本会議月1回 – 限定的
- 専門調査会随時、プロジェクト会合随時
- 大臣と有識者議員の会合週1回、常勤議員と事務局幹部週1回

③事務局体制：事務局2001年5月時点で74名（政策統括官は1人）

<運用>

①法定業務：「科学技術基本計画」策定についての諮問への答申

②予算編成過程への関与～役割と限界（伊藤2006）

- 予算に関しては、総合科学技術会議で決定される翌年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の策定や、各省庁からのヒアリングに基づく各省庁からの提案に関するS（積極的に実施すべき施策）、A（着実に実施すべき施策）、B（他の施策との均衡にも配慮しながら、重点的、効率的に実施すべき施策）、C（必ずしも必要でない施策）の四段階評価を行うことにより、一定の影響力を行使
- ただし、財務省は、「査定が多段階化」は許容するが、数値目標の設定にまで踏み込んだ「査定の外部化」を認めるつもりはなかったという点で限界

＜安倍政権下＞

- 2013年6月：科学技術イノベーション総合戦略－総合科学技術会議が早急に取り組むべき措置
政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定
イノベーション推進のための府省横断型プログラムの創設
プログラム実施責任体制の構築
事務局体制の強化
- 府省横断型プログラム：基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制・制度改革や特区制度の活用等も視野に入れて推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）設置－内閣府に調整費（科学技術イノベーション創造推進費）が計上され、事業予算を直接執行する－内閣府の非常勤職員としてプログラムディレクター（PD）等が配置され、また、独立行政法人を、事務手続きを行う管理法人として活用可能
- 2014年4月：総合科学技術・イノベーション会議に名称変更（内閣府設置法改正法）

（２）内閣官房・内閣府における混雑問題～科学技術関連の場合

＜内閣官房において事務を処理することとされたもの＞

- 高度情報通信ネットワーク社会推進事務局（2001年設置）
- 構造改革特別区域推進本部（2002年設置）
- 知的財産戦略本部（2003年設置）
- 地球温暖化対策推進本部（2005年設置）
- 総合海洋政策本部（2007年設置）
- 宇宙開発戦略本部（2008年設置）
- 総合特別区域推進本部（2011年設置）
- 国土強靱化推進本部（2013年設置）
- 健康・医療戦略推進本部（2014年）
- サイバーセキュリティ戦略本部（2015年設置）等

＜内閣府において事務を処理することとされたもの＞

- 食品安全（2003年追加）
 - 特別区域計画の認定事務（2003年追加）
 - 消費者問題（2009年追加）
 - 総合特別区域計画の認定事務（2011年追加）
 - 原子力損害賠償支援機構（2011年追加）
 - 宇宙政策（2012年追加）
 - 原子力防災（2012年追加）
 - 番号制度（2013年追加）
 - 国家戦略特別区域（2013年追加）
 - 日本医療研究開発機構（2015年追加）等
- 内閣官房の方が、瞬発力的な調整力が高いため、内閣官房による調整が好まれていた面
- 2015年9月：内閣官房・内閣府見直し法

科学技術分野のガバナンス比較－宇宙と海洋の場合

共通課題

- 科学技術政策の観点から総合科学技術イノベーション会議も関係する分野 ⇒ 会議と本部等との関係
- 事務局間の連携－内閣府・内閣官房内関係 cf. 内閣官房・内閣府「肥大化」問題
- 研究開発機関、関係各省庁の関係
- ユーザーの役割

宇宙

宇宙開発戦略本部（内閣）

本部長： 内閣総理大臣
 副本部長： 内閣官房長官、宇宙開発担当大臣
 本部員： 他の全ての国務大臣
 事務局： 内閣官房→内閣府へ一元化（2016年）

内閣府宇宙開発戦略推進本部・宇宙政策委員会
 ⇒宇宙政策の調整・審議機能

関係府省庁等連絡調整会議

⇒内閣府に設置： 議長は内閣府事務次官

研究開発機関

独・宇宙航空研究開発機構（JAXA）
 ⇒文科、経産、総務、内閣府が関与

ユーザー

- 省庁：国交、防衛、内閣官房、農水など（潜在）
- 民間：民間宇宙事業者（通信、放送、リモセン、宇宙旅行など）、研究・教育機関

海洋

総合海洋政策本部（内閣）

本部長： 内閣総理大臣
 副本部長： 内閣官房長官、海洋政策担当大臣
 本部員： 他の全ての国務大臣
 事務局： 内閣官房

参与会議

海洋開発関係省庁連絡会議

⇒内閣官房に設置：議長は内閣官房副長官

研究開発機関

独・海洋研究開発機構（JAMSTEC）
 独・石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）
 ⇒文部科学省、経済産業省

ユーザー

- 省庁：国交省、防衛省など
- 民間：海運、観光、漁業、海洋資源、エネルギー、レジャー

2-1-2-6 政権交代後の内閣レベル調整システムの制度と運用

(1) 経緯

- 2009年9月16日：鳩山政権発足
- 2009年9月18日：内閣総理大臣決定－国家戦略室設置、閣議決定－行政刷新会議設置
- 民主党政務調査会は廃止、経済財政諮問会議は機能停止（総合科学技術会議は継続）
- 2009年9月16日：閣僚懇談会申合わせとして決定された「政・官の在り方」－政策の立案・調整・決定は、「政」が責任を持って行うこととなったために、与党内の調整機能を行政官が代替的に担うことはできなくなった

(2) 行政刷新会議の運用－「事業仕分け」の場合

- 行政刷新会議－主要閣僚（総理、行政刷新担当大臣、国家戦略担当副総理、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣）と5人の民間有識者によって構成
- 主要閣僚による議論を民間有識者によるからのインプットも用いつつ透明性のある枠組みの下で活性化する－必ずしも新しいものではない－国会議員の活用という点では異なる
- 意義：財務省主計局と各省庁との間の予算査定プロセスを透明化
- 課題：プロセスにおける実質的政策判断の基準・根拠が透明化されたわけではなかった

(3) 国家戦略室の運用

- 国家戦略室：約20人のスタッフ（2009年12月時点）－当初半分以上が民間出身者（橋本行革行政改革会議事務局と類似）、フラットな組織
- 所掌：「税財政の骨格、経済運営の基本方針その他内閣の重要政策に関する基本的方針等のうち内閣総理大臣から特に命ぜられたものに関する企画及び立案並びに総合調整」を行う－経済財政諮問会議より幅広い観点
- 2009年10月「予算編成等の在り方の改革について」閣議決定－予算編成過程の透明化・可視化（概算要求書及び政策評価調書の公開等）、政策達成目標明示制度の導入、中期財政フレームの策定、複数年度予算編成点提起
- 予算編成に関する閣僚委員会（国家戦略室が事務局）－首相・官房長官・国家戦略担当大臣・経済財政担当大臣・行政刷新担当大臣・財務大臣・官房副長官・国家戦略担当副大臣・財務副大臣参加－徐々に形式的な場へ→予算編成に関する政府・与党会議（野田政権）
- 「予算重点指針」、「予算編成の基本方針」（実質は2009年12月に幹事長等が介入）
- 幅広い政策目的に留意した成長戦略という社会シナリオを議論し、2009年12月「新成長戦略」閣議決定
- 2010年：中期的な財政運営に関する検討会→2010年6月財政運営戦略、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会、新年金制度に関する検討会→社会保障と税の一体改革、「マイナンバー」法案
- 2010年7月以降：調整機能縮小（予算編成に関する閣僚会議の事務局が官房副長官、副長官補室へ）
- 2010年9月：新成長戦略実現会議（事務局は国家戦略室）→国家戦略会議（野田政権）
政調会長としての党との調整には戦略室ではなく大臣室参事官、民主党事務局利用
税と社会保障の一体改革についても副官房長官補室ライン

（４）与党内調整機能の問題

- ・ 政府提出法案の打率が極端に下がった

2010年の通常国会における政府提出法案の成立率は55.6%

2011年の通常国会における成立率約80%

2012年の通常国会における成立率57.5%

- ・ 各省庁における政務三役と与党の国会対策委員会や各国会委員会関係者との調整が不十分
- ・ 2009年9月「政・官の在り方」：政策の立案・調整・決定は、「政」が責任を持って行うこととなったために与党内の調整機能を行政官が代替的に担うことはできなくなった

2-1-2-7 国際的比較

（１）イギリス－ブレア政権

<首相官邸の再編>

- ・ 首席補佐官を新たに設置 cf. 阪野
- ・ 特別顧問：18人（1997年政権発足時）⇔8人@メジャー政権期
- ・ 首相官邸と内閣府の連携強化
- ・ 首相と大臣との二者間協議の顕著な増大
- ・ 閣議が1時間を越えることは稀
- ・ 民営化、強制的競争入札－国家の縮小や公共サービスの改善が、同時に中核的執政による新たな統制様式や規制・監査の拡大を伴った

<内閣レベル戦略マネジメント補佐>

- ・ PIU（Performance Innovation Unit）@政策局
- ・ 政府全体に関する戦略的思考、省庁横断的な思考の確保＝政府内シンクタンク
- ・ PIUの組織：6～8人程度のチームごとに様々なテーマを担当；内訳は半分くらいが公務員、残りは民間・企業セクターの人間が半々くらい；プロジェクトごとに職員を募集、1～2年ごとの契約による採用

<PSX (Public Service & Public Expenditure) 関係閣僚会議・大蔵省による業績測定システムの展開－PSA>

①位置づけ：内閣委員会部分の革新

②内容

- PSA (Public service agreement) : 大蔵省の各省庁への資源配分の際に各省庁とサービス達成目標について合意するもの、1年ではなく3年周期(2年ごとにローリング)、焦点はインプットではなく、アウトプット、アウトカム

③体制とプロセス

- 大蔵省：Public Service Directorate (主計局に相当) + 10くらいのSpending Team (係)
- プロセス

各省：Strategic Paper提出

大蔵大臣が各省に要請し、analysis of resources paperとdraft PSAを提出

PSXの場合でも交渉 cf. PSX事務局：大蔵省の内閣府の合同事務局⇔通常の内閣委員会の事務局は内閣府

(2) 比較

- 日本：体制内アドボカシーの制度化？
閣議を活性化した意味－英国PSX関係閣僚会議(PSAを討議)と違い外部者を利用
cf. イギリスもPIU等には政策顧問活用-外部者＝非政治家活用という点での共通項も
- 予算編成過程は変わったのか－予算編成から制度改革へのスピルオーバー
- 背後の政治－政党構造問題
cf. 高安：イギリスでも与党を内閣に取り込むことは必ずしも安定を保証しなかった
ブリクジットをめぐる意思決定の困難

2-1-2-8 定量的評価

(1) 日本の議院内閣制

- 官僚と政治アクターの接触頻度：課長級(曾我63表2-1)
自民党、利益集団とも接触
利益集団・自治体・自民党議員との接触ピークは1985年
2000年代は他省庁との接触増
- 首相・議員と各省庁との関係－首相/自民党議員と各省庁の関係：2001年(曾我66図2-1)
省庁毎の差異
自民党議員との関係良好：建設省、農水省
首相との関係良好：経企庁、大蔵省

(2) 内閣官房の役割

- 内閣官房主管法案比率 cf. 第2次安倍政権以後70程度法案/年
閣法全体の1割
小泉内閣ピーク時新規立法については3-8割：図7-5(曾我2016、175)

（３）制度改革のインパクト：政府中枢の運用分析－首相の面会相手分析

１）待鳥

- ・ 図3－１ ab竹下・海部→cd小泉・安倍（114－115）

執政中核・外延部・自民党執行部・執政補佐部：40→55%

- ・ 図3－２dc福田・麻生、fg鳩山・菅（118－119）

制度インパクト：執政部との面会比率は一貫して40%台半ば以上

鳩山・菅は60%以上、執政補佐部は減少

２）曽我

- ・ 図7-2：首相面会比率（曽我2016、171）

- ・ 民主党政権のインパクト

官房長官や各省大臣との接触増

内閣官房官僚、各省官僚との接触頻度低下

- ・ 自民党政権の大半で各省大臣との接触頻度は少ないが、例外は第2次安倍政権

３）川人

- ・ 図4－４：主要3省および総理府内閣府内閣官房大臣プラス官僚（172）

外務省の接触頻度は一貫して高い

小泉政権以後総理府・内閣府関係頻度上昇

- ・ 図4－５：主要閣僚との面会頻度（173）

総理府・内閣府大臣頻度増

官房長官減－新官邸で記者の目に触れず

- ・ 図4－６：主要３省および総理府・内閣府・内閣官房官僚（175）

外務省、内閣官房は一貫して高い

2001年以後の大きな変化はなし

民主党政権で内閣府・内閣官房官僚頻度減少

参考文献

- 伊藤正次（2006）「「特定総合調整機構」としての総合科学技術会議－「予算による調整」と「計画による調整」をめぐって－」『公共政策研究』第6号
- 伊藤光利編（2008）『政治的エグゼカティブの比較研究』早稲田大学出版部
- 上川龍之進（2010）『小泉改革の政治学：小泉純一郎は本当に「強い首相」だったのか』東洋経済新報社
- 川人貞史（2015）『議院内閣制』東京大学出版会
- 阪野智一（2008）「イギリスにおける中核的執政の変容」伊藤編（2008）
- 城山英明（2006）「内閣機能の強化と政策形成過程の変容－外部者の利用と連携の確保」『年報行政研究』41巻
- 城山英明（2010）「政権交代後の政策形成過程」『季刊 政策・経営研究』16号
- 曾我謙悟（2016）『現代日本の官僚制』東京大学出版会
- 高安健将（2009）『首相の権力：日英比較からみる政権党とのダイナミズム』創文社
- 牧原出（2009）『行政改革と調整のシステム』東京大学出版会
- 待鳥聡史（2012）『首相政治の制度分析：現代日本政治の権力基盤形成』千倉書房